

〔共同研究：新たな時代に向けた教職課程改革〕

文検における教職教養科目の新設とその性格

竹中暉雄*

はじめに

高等教育の大衆化に伴って、大学教員の養成プロセスにおいても教職教養的なものが必要であり、就任後もFD活動が不可欠であるという議論が生まれてきている。また1998年の教育職員免許法改訂においては、教科に関する知識・技術よりも、教職に関する知識・技術に重点を置いた改革がなされた。教職に関する科目の担当者としては喜ぶべきかも知れないが、しかし一方で教職に関する知識や技術は実践を積み重ねることによってしか本当には身につかないことも事実であり、とすれば養成段階で「教科」を軽視して良いのかという疑念を払拭することもできない。

そこで本プロジェクトでは研究の一部として、教員養成における教職教養がどのような理由で設置されることになっていったのか、その歴史を探ることによって、教職教養科目にどのような期待がなされていたのかを確認することにした。言うまでもなく教員養成が二度と再び戦前のような間違った方向に向かうことを避けたいためである。

戦前においては、養成段階で教職教養的な科目が必要なのではないかという議論は、中等学校教員をめぐって存在していた。戦前の中等教員養成ルートには、①正系としての高等師範学校、②文部省の許認可を受けた高等教育機関の卒業生に対する無試験検定（直接の試験がないだけで学力・身体・品行の検定はあり、志願者全員が合格したわけではない）、③文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験（文検）の3つが存在していたが、本稿では主として、そ

のうち③の試験検定において、原則としてすべての学科目の受験生に課された「教育ノ大意」および「国民道徳要領」について、その新設されるに至った経緯を明らかにする。同時に、現人神によって支配された戦前日本における教職教養の中身を、「国民道徳要領」について分析する¹⁾。

1. 予備試験か本試験か？

文検が開始されたのは1885（明治18）年からである。しかし当初は教職教養的な必須科目は存在していなかった。1907（明治40）年4月25日、「教員検定ニ関スル規程」の改訂によって受験資格が設定されるとともに、初めて全受験生に対し「教育ノ大意」の受験も義務づけられこととなった（無試験検定の場合は除く）。ただし翌1908年11月26日の「教員検定ニ関スル規程」全面改定で免除規定が生まれ、教育科出願者、教員免許令により授与された教員免許状（つまり中等学校教員免許状）ないし小学校本科正教員免許状を有する者は、「教育ノ大意」を受験する必要がなくなった。

「教育ノ大意」は1909（明治42）年度から実施に移され、規程にはとくに明示はなかったが予備試験の際に実施された。1907年4月の文部省普通学務局の通牒でも「予備試験ニ於テ教育ノ大意ヲモ試験スル」とあり、さらにまた「教育ノ大意」新設のきっかけとなった高等教育会議諮詢問案においても「試験検定ノ予備試験」においてとなっていた（後述）。受験参考書のなかには予備試験問題の抜粋に教育大意を含めているものもあり（松田友吉『上京と文検』厚生

1) 「教育ノ大意」の先行研究には、寺崎昌男編著『文検の研究－文部省教員検定試験と戦前教育学』学文社、1997年、第2章第2節がある。

*本学文学部

閣, 1928年), 「教育ノ大意」は予備試験の一部であったと考えられてきた。

ところが一方, 文部省は第64回文検予備試験の出願注意から, 「国民道德要領, 教育大意ノ試験ハ本試験ノ一部ナルモ予備試験ノ際便宜之ヲ行フモノトス」と注記し始めている(官報, 1936年2月13日)。では「教育ノ大意」とはいったい, どちらであったと考えればいいのだろうか。

予備試験というのは, 同一学科目の本試験を受験する学力を試すための試験である。しかし「教育ノ大意」に本試験があったわけではないので, 予備試験ではありえなかった。とすれば, 予備試験のない本試験であったのだろうか。

「教員検定ニ関スル規程」(1900年6月1日)第7条但書きに「学科目ノ種類ニ依リ予備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ」とあった。しかし本試験とは中等学校の学科目(ないしはその一部)について行なわれる所以ある。「教育ノ大意」という学科目はなかったので, 本試験であるはずもなかった。もし学科目の扱いをするならば, 受験料が必要になる。「教育ノ大意」の受験料のことはどこにも規定されておらず, 実際, 払う必要はなかった。法制及経済の受験者には修身や教育科の受験が義務づけられていたが, この2科目はれっきとした学科目なので, そうすると余分の受験料が負担となる。そこでわざわざ「此ノ場合ニ於テハ其ノ手数料ニ関シテハ之ヲ一学科目ト看做ス」と規定されていたのである(1903年2月12日「教員検定に関する規程」第2条)。

けつきよくのところ「教育ノ大意」(や国民道德要領)は予備試験ではなく, また本試験そのものでもなかった。受験参考書や受験雑誌はこれらを, 附加試験とか付帯科目とか呼んでいた。文部省による「本試験の一部」というのは, 本試験そのものではないが本試験に付帯する科目という意味に解釈するのが一番合理的であった。ではなぜ本試験ではなく予備試験の際に行なわれる必要があったのだろうか。それは本試験時には教授法を含む口頭試問もあって, 日程(時間)的に無理があったからであろう。

この付帯科目の成績が悪いときには, 学科目の成績はたとえ良くても本試験は不合格になっていた。しかし付帯科目だけの合格発表はとくになかったで, 受験生は学科目で不合格になったのか付帯科目で不合格になったのか推測するしかなかった。ところが1933(昭和8)年10月14日「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」の改訂によって, 付帯科目の成績は悪くても学科目では合格点に達していた場合, 「成績佳良証明書」を授与するという制度ができた(第12条の2追加)。これによって受験生はどちらの成績が悪かったのか分かるようになり, 次回以降は付帯科目の受験のみでよくなつた。

2. 文検における教育学・教授法

文部当局が「教育ノ大意」新設にかけた期待の大きさは, 普通学務局通牒の内容から窺われる。つまり同局は1907(明治40)年4月25日「教員検定ニ関スル規程」改訂と同日付で各地方府に対し通牒を発し, すでに免許状を有する現職の中等諸学校教員であっても, 従来教育学を学修したことのない場合は, 「自修」その他適当な方法で教育学に関する知識を習得するよう注意を促すこと, また今回, 文検に受験資格が設定されたが, 現に在職中の中等諸学校教員に対しては同令附則によって3年間に限り例外が設けられたので, できる限り再度受験して, つまり「教育ノ大意」をも受験して免許状を取得するよう教員に「勧誘」すること, さらに当該教員の職名氏名等を様式に従い5月末日までに報告することを求めているのである。そのうえ5月17日には, 規程改訂の際に在職中であれば, その後退職しても受験資格はあることを, ご丁寧に再通牒している²⁾。

4月25日付通牒は「教育ノ大意」の新設理由について, 「教員ハ当該学科ニ精通スルノ外少クトモ教育学ノ大要ニ通スルヲ必要ト認メタルニ因ル」と説明している。もっともな説明ではある。「教育ノ大意」初回(1909年)の際の文検臨時委員であり「教育ノ大意」も担当したと

2) 以上『文部省例規類纂③』大空社復刻, 1987年, 605頁。

考えられる吉田熊次は、「学校全体の德育を計る為めには各教師は極めて教授を教育的ならしむる事が大切」であり、これが「教育ノ大意」が加わった「趣意」であると、ヘルバルトの教育的教授論的な説明をしている³⁾。

実は、中等学校教員志願者の全員に対して教育学・教授法の試験を課したいというのが、中学校教員養成制度の大改革を試みたE・ハウスクネヒトの悲願であった。彼が江木千之（中等学校教員検定委員）とともに書き残した「中学校教員学術上及実務上資格試験勅令案」（1888年）は、中学校教員を大学卒業者に限定するというハウスクネヒト本来の理想からは大きく現実妥協したものであったが⁴⁾、それでもそこにおいては、予備学として全志願者に教育学・教授学を課すことになっていた。これは、「学校ハ啻二人ヲ教授スルノミナラス其教授ニ由テ人ヲ訓育シ陶冶スヘキモノタリ」（山口高等学校教則説明）という、ヘルバルト主義者としての彼の信念に基づくものであった。

勅令案自体はけっきょく採用されることはなかったが、結果的にはそれに盛られた内容の多くは、その後の文検制度改革において徐々に実現されていくこととなった。

そのうち教授学については、1896（明治29）年12月の「尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則」が、すべての学科目の検定において「教授法」を導入し、翌年の第10回文検から本試験は「筆記」および「口頭」「教授法」で実施されるようになった。

さらに第2回高等教育会議（1898年10月）において、一定の条件を満たす公私立学校卒業生にも中等学校教員の無試験検定資格を与えようとする第4号文部省諮問案が審議可決されたが、その審議中、中等学校教員になるものは必ず「教育学教授法」の大要を学習しておくべきで、その検定を厳重にするべきだとの修正案が出さ

3) 「教育大意の加はつた訳」『内外教育評論』4-7, 1910年6月。

4) 詳しくは竹中暉雄「ハウスクネヒトが残した中学校教員資格勅令案」『教育学研究』67-3, 2000年9月, 参照。

れた（後述）。修正案は通らなかった。しかし今度は、無試験検定において「教授法」を課そうとする建議案提出の動きがあった。発議者井上哲次郎、賛成者12名による「教員検定ニ教授法ヲ課スルノ件」がそれである。その内容は、「師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則」（1896年12月）第10条第1項、つまり官立学校卒業者などについては「試験ヲ須イスシテ検定ヲ行ヒ免許スルコトアルヘシ」という無試験検定に関する条項に、次の但し書きを加えるというものであった。

「但従来教育学ヲ修メタル経歴ナキ者ニ就テハ教授法ニ限り試験ヲ須ヒテ検定スルモノトス」

この建議案も審議にまで至らなかったが、その草稿が沢柳政太郎私家文書に残されている（成城学園教育研究所所蔵、研12-16）。当時、第一高等学校長であった沢柳も、賛成議員のうちの1人であった⁵⁾。

3. 「教育ノ大意」新設経緯

「教育ノ大意」の導入は、1906（明治39）年12月17日から22日にかけて開催された第10回高等教育会議での、諮問第5「師範学校、中学校、高等女学校ノ教員検定ニ関スル事項」に基づいている。ただし「教育ノ大意」の新設のみが諮問事項ではなかった。

この諮問内容もまた、ハウスクネヒトの中学校教員養成論の中核部分に合致していた。このときの文部次官は沢柳政太郎である。彼の文検に対する一貫した基本的態度は、「教育尊重と

5) 賛成者は湯本武比古、隈本有尚、勝浦鞆雄、田中敬一、伊澤修二、沢柳政太郎、矢田部良吉、江原素六、大窪実、篠田利英、三宅米吉、高嶺秀夫。『自第一回至第五回 高等教育会議決議録 完』には採録されていないが、『教育時論』（488号、1898年11月5日）には「議員提出の建議案」の1件として掲載されている。

なお1899（明治32）年4月には、第2回高等教育会議の修正決議を経て、公私立学校卒業者についても無試験検定の途が開かれた（公立私立学校外国大学卒業生ノ教員免許ニ関スル規定）。しかし教授法はその後も、無試験検定で採用されることはなかった。

文検廃止論⁶⁾に端的に現れている。それは、ただ1回の試験によって初等中等教員資格を与える現行検定制度は「一日も速に之を廃止」すべきであり、「師範学校を卒業しやうが高等師範或は師範大学を卒業しやうがこれらに対して検定の制度を設ける時期の速に来らんことを」望むという趣旨である。それは、中等学校教員の資格認定は大学卒業生に対して国家試験を課して行なうべきだとのハウスクネヒト本来の主張と、軌を一にするものであった。

また沢柳がドイツの制度を理想としていたことを推測させる資料も、沢柳政太郎私家文書に残されている。そこには、彼自身の執筆によるとは断定できないが、中等教員養成関係のものがいくつか含まれていて、そのうちの文部省用箋36頁に及ぶ「師範学校及教員検定試験」(追加II-148)は、ドイツの制度について詳細に調べたものである。「中等学校ノ教員」(追加II-86)と題するペン書きメモ(文部省用箋全16頁)では、ドイツ始め欧米各国の傾向として、大学教育を受けたうえに師範教育を受けることが指摘され、「中等学校教員ノ理想的資格」とは、①自ら完全なる中等教育を受けたこと、②大学の教育を受けたこと、③完全なる師範教育を受けたこと、の3条件をすべて満たすことだとされている。したがって「最近ノ調査」(1903年10月1日現在。この注記により1904年ころの文書と推測される)で、中学校教員総数5089人中、大学卒業の有資格者233人、高等師範学校卒業者358人、その他の有資格者2308人、無免許状者が2190人(うち博士学士78人)となる日本の場合、理想的な教員は一人もいないことになる。なぜなら大学卒業者も③の資格は持たず、高等師範卒業者は②の資格で欠け、その他の者の多くはたとえ①の資格は有しても、②および③の資格を持たないからである⁷⁾。

6)『内外教育評論』17-5, 1923年5月。『沢柳政太郎全集⑥』国土社, 1977, 所収。それに対する反論に、愛岩木「文試廃止の前に」同誌, 17-7, 1923年7月, がある。

7) なお『文部省第32年報』(1904年度)によれば、1903(明治36)年度の公私立中学校教員総数は4770人、うち有資格者が2765人、無資格者が2005

そして検定は「既ニ十分ノ素養アル者ノ学力ヲ検定スルモノトシ之ニ依リテ教員ヲ得ルノ道トナスヘキニアラス」と論じられ、文科理科大学の増設を図るとともに、中等学校教員の「待遇」改善を行なうことが提案されている。

けれども当時の中等教員不足という無視できない現実があったために、この「中等学校ノ理想的資格」に一步接近させようとした沢柳文部次官の意図が、無試験検定の受験資格を〈教育学教授法の履修をした大学卒業者〉に限定し、試験検定には受験資格を新設し、かつ修身と教育学を課すという、第10回高等教育会議への諮問第5となったと考えられる。

諮問第5の第一の核心は、それまで無試験検定受験資格が「文部大臣ノ指定シタル学校ノ卒業者及選科修了者」などであったのを、①学位を有する者、②文部大臣が認めた方法により6ヶ月以上「教育学教授法」を履修した帝国大学卒業者などに限定することであった⁸⁾。これは官立学校卒業者等に対して教授法の試験を課そうとした第2回高等教育会議での建議案と、その思想において同質のものであった。

高等教育会議第2日目(12月18日), この問題については「議論非常に沸騰して容易に決せず」、けっきょく議長指名の13名の特別委員会(委員長・山川健次郎)に付託されることとなった⁹⁾。12月20日の特別委員会では、無試験検定の新受験資格案は私学特権剝奪案でもあるため反対論が多く、採決の結果は原案に決定した。けれども22日の本会議では、無試験検定受験資格から「学位ヲ有スル者」を削除することを決定し、さらに江原素六(私立麻布中学校長), 鳩山和夫(早稲田大学校長), 鎌田栄吉(慶應義塾塾長), 横井時雄(衆議院議員), および各直轄学校長らは、文部省がいったん与えた保証をみだりに取り消すことはすべきでなく、また原案では従来のような自由な試験法で広く

人となっている。

8) 他に、③外国の大学等を卒業した外国人(但し外国语の検定に限定)、④1899年省令25号に関して許可を受けた公立私立学校在学者(但し1911年12月31日までに限定)。

9)『教育時論』781号, 1906年12月25日。

「野の良才」を挙げることができなくなると反対¹⁰⁾、けっきょく第一の核心についての高等教育会議の決議は、「重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ因テ他日ヲ俟テ更ニ諮問アランコトヲ望ム」¹¹⁾となったのである。

この間、ある私大関係者が文部大臣から得た答弁、つまりこれまで私学に無試験検定の資格を与えてきたのは中等教員不足を補うための一時的便宜のためであり、現在ではもうその必要性がなくなったとの答弁が報じられ、「由来文部当局者は此の如く狭隘なる思想」を有していると批判された¹²⁾。早稲田大学は、官立学校のみに特権を与えて私学の特権を奪うのは、「一国教育の隆運を期する所以にあらざる事」など9項目をあげて反対の意見を表明し¹³⁾、同じく早稲田の学監・高田早苗も、原案は試験万能主義であり各校を受験学校たらしめ、また学内試験答案はすべて文部省の目を通さざるをえないほど監督が厳重であるにもかかわらず、さらに私学の特権を剝奪して文部省自ら検定しようとするのかと、激しい批判を加えていた¹⁴⁾。

こうして帝大を含む官公立学校26校、私学6校（国学院、青山学院高等科、早稲田高等師範部、日本大学高等師範部、慶應義塾文学科、日本体操学校）の無試験特権が従来のまま守られることになり、無試験検定受験資格の厳格化案は流れてしまったのである。

沢柳が無試験検定を大学卒業者に限定しようとした背景には、中等学校の有資格教員の増加という傾向があった。1900（明治33）年の文部省令第15号は、中学校・高等女学校の無資格教員数を有資格教員数の2倍まで認めていたが、1905年（明治38）年1月20日には両者同数までしか認めないように改訂した（省令第1号）。

- 10) 「高等教育会議（下）」『教育時論』782号、1907年1月5日。
- 11) 『自第八回至第十一回 高等教育会議決議録完』九州大学所蔵。
- 12) 時事寓感「資格の検定と補充」『教育時論』781号、1906年12月25日。
- 13) 「中等教員検査制度と早稲田大学」『教育時論』781号、1906年12月25日。
- 14) 「中等教員検定問題」『教育時論』783号、1907年1月15日。

すでに1905年度の有資格教員割合は、師範学校83.1%，公私立中学校63.5%，公私立高等女学校59.4%と半数を超えるようになっていたので（1905年度『第33回文部省年報』），その現実に合わせたのである。

そして有資格教員の増加には、確かに帝大卒業者が貢献していた。1907年度、師範学校、高等女学校にこそ、それぞれわずか12名および23名しかいなかつたが、公私立中学校には404名を数えるまでになっていたのである（1907年度『第35回文部省年報』）。そこで沢柳次官は、次回の高等教育会議には再び無試験検定資格案を提出する予定であると語ったというが¹⁵⁾、しかし1907年度には、帝大や高等師範学校卒業生以外の無試験検定合格教員が1008名もいたのであり、無試験検定を帝大卒だけに限定することはまだまだ非現実的だったのである。けっきょく第11回高等教育会議は1910（明治43）年まで開かれることはなく、同案も提案されることはなかった。

1911（明治44）年3月に東北帝国大学初代総長に就任した沢柳は、理科大学に中等学校教員を試験入学させる道を開き¹⁶⁾、帝大卒業生を中等学校教員にすべきだという持論を逆の方法で実現しようとした。帝大の高等師範化ではないかという批判に対し、ある東京帝大教授の弁護論が報じられている。検定や無試験検定を廃止し、少なくとも帝大卒以上の学力を有するものを中等教員にせよというのが同氏多年の議論なので、批判は「曲解」であると¹⁷⁾。

高等教育会議諮問第5の第二の核心は、それ

15) 「教員無試験廃止案」『教育時論』811号、1907年10月25日。

16) 理科大学第1回入学生募集に際し沢柳は、高等学校卒業生以外にも「門戸開放」を行ない、「（入学に）適當と認むる学力」を求める試験を大学が独自に実施することとした。対象者の中に中等学校教員免許状所有者や専門学校・中学校卒業生なども含まれていた。1913（大正2）年に初めて女子が東北帝国大学に入学することができたのは、この改革のためである。『東北大学五十年史（上）』1960年、51～53頁。

17) 「中等教員の統一」『教育時論』944号、1911年7月5日。

まではなかった試験検定受験資格を新たに設け、中学校や高等女学校卒業者、専門学校入学者検定合格者などに限定することであった。これは受験生の普通学の素養を担保することを意味し、ハウスクネヒト勅令案でも規定されていたことであった。この件については賛成論が多くあった¹⁸⁾。ただし、本来は素養を試すための予備試験が本試験と同種のものとなり「無意味」になっているとか¹⁹⁾、受験資格で普通学素養を担保した以上、予備試験はもはや必要ないと指摘があった²⁰⁾。この第二の核心に関しては、特別委員会で原案以外に資格がいくつか追加修正されたのち、本会議で決議された。

さて諮問第5の第三の核心が、試験検定への「修身及教育ノ大意」の導入だったのである。無試験検定受験資格の「教育学教授法」と対になる提案であったが、これについては賛否両論があった。賛成の立場では、従来の検定合格者の中には「学問技能」は堪能であっても「教育思想」「修身倫理」に欠ける者が多く、それでは「生徒訓育」の成果があがらないのは当然であり、「学問技芸職人」は専門学校ではよくても「教育学校」には断じて不可、全受験生に「教育学と修身倫理」を必須とすべきだということになる²¹⁾。

反面、すでに教授法が課されているので、試験問題に多少教育学の「臭味を添加」するくらいで十分であり、「倫理学者必しも品行方正」ではないので倫理学の必要はないという意見があり²²⁾、高等教育会議議員の江原素六（麻布中学校長）も、「人格の高卑如何」は試験では分からないので「教育学教授法の試験をしても、

18) 龍東「教員検定試験の改正を望む」『教育時論』764号、1906年7月5日、時事寓感「中等教員検定試験に就て」『教育時論』771号、同年9月15日など。

19) 「中等教員検定試験受験資格」『教育学術界』14-2、1906年11月。

20) 「教員検定規則」『教育学術界』15-2、1907年5月。

21) 時事寓感「中等教員検定試験に就て」『教育時論』771号、1906年9月15日。

22) 「中等教員検定試験受験資格」『教育学術界』14-2、1906年11月。

実地の成績は又別物である」と否定的であった²³⁾。

これらは教育や倫理（修身）という実践直結の技能をペーパー試験で試すことの効果を疑問視するものであるが、他方、高等教育会議での議論の中には、諮問案自体の矛盾を突く意見もあった。つまり教員というものには倫理学や教育学・教授法の素養が不可欠だというのなら、なぜ無試験検定の博士号所持者や外国人（外国语担当に限定）にはそれらを要求しないのか、また試験検定ではすべて倫理と教育を課そうとしながら、なぜ帝大卒業者（無試験検定）には「倫理学」を求めなかったのかというのである。これを紹介する記者の結論は、教員志願者に教育学教授法の大意を要求することはよいが「倫理学をも必須科目とするは無用」ということであった²⁴⁾。

かくて高等教育会議決議では「修身及」を削除し、「教育ノ大意」のみ試験検定に導入することとなったのである。高等教育会議終了後に教員検定規定改正案について報じる記事を見ると、「試験検定の予備試験中に修身及教育の大意を併せ課すること」が含まれており（無試験検定受験資格のことはもちろん触れられていない）、文部省は最後まで「修身」にこだわっていたことが推察される²⁵⁾。

「教育ノ大意」は受験資格の件とともに、1907（明治40）年4月25日、「教員検定ニ関スル規程」改訂で制度化された。

というわけで試験検定への「教育ノ大意」導入とは、それと対になるはずであった、無試験検定受験資格を教育学教授法履修済みの帝大卒業者などに限定しようとした文検制度大改革の試みが挫折したあとの、残りの結果だったのである。

23) 「江原翁の同上会議談」『教育時論』782号、1907年1月5日。

24) 「再論教員検定規則」『教育学術界』14-4、1907年1月。

25) 『教育公報』316号、1907年2月。

4. 「教育ノ大意」新設の背景

教育学や倫理学を試験検定・無試験検定に導入しようとしたことが、ハウスクネヒトの勅令案に端を発するものであったとの確証は未だないが、それにしてもなぜ1906（明治39）年のこの時期になって改めて、中等学校教員に教育学や修身の素養が「必要ト認メ」（1907年4月文部省通牒）られることになったのだろうか。その理由としては、当時頻発するようになった学校騒動との関係が考えられる。

学校騒動自体はそれ以前から存在し、文部省もしばしば取締り訓令を発していたが、「爆発的」に急増するのは1905（明治38）年、つまり日露戦争終結の年からであることが明らかにされている。1905年から1912（明治45）年までに『教育時論』で報道された学校騒動の総数は203件、うち中学校が116件であった²⁶⁾。同誌には1905年2月25日号から学校騒動専用の彙報欄が設けられたのであるが、以後1年分36冊に掲載された学校騒動は、両帝大から小学校まで70余件となり、うち60件は中等学校、とりわけ中学校であった²⁷⁾。

文部省は1902（明治35）年7月9日に、学校の「紛擾」を憂い、生徒を「煽動」する教員への措置と「同盟休校」する生徒への「厳重処分」を命じる訓令第5号を出していたけれども、再度、学生生徒の風紀振肅と社会主義防止について訓令第1号（1906年6月9日）を出さざるをえなかった。

学校騒動の頻発に連動して、教員の資質が問題とならざるをえなくなった。まずは教え方の拙さであり、沢柳自身が『教師論』（1905年）において、中等学校以上の教師が教育学・教授法に通じることを求めていた²⁸⁾。山口中学校教

諭・近藤光治は、これまで中等学校教員の教授法が軽視されてきたが、今後は教員相互の授業参観・批評をすべきだと主張している²⁹⁾。京都帝国大学に文科大学が増設されたとき、哲学科にしては異例の「教育学教授法」という実践的名称の講座が設けられ、その担当教授にハウスクネヒトの特約生教育学科修了生であった谷本富が就任したのも、高等教育会議で既述のように無試験検定受験資格を「教育学教授法」履修済みの帝国大学卒業者等に限定する案が審議された6ヶ月前、つまり1906年6月のことであった³⁰⁾。

すでに文部省普通学務局も、1904（明治37）年11月2日、各地方府に対し「教授ノ巧拙ハ教育ノ効果ニ直接ノ関係ヲ有スル」ので、師範学校中学校高等女学校において「教授法研究」の方法を定めるよう、またすでに実施の場合は参考となるべきものを報告するよう通牒していた³¹⁾。

生徒訓育法についても疑問視された。ある論者は教員の授業法よりもむしろ人格面を問題にし、無試験検定の合格者も「専門学者」ではあっても、学問を「自己人格の完成」として学んだのではないので、「生徒が真正の教師を求めて已まざる、これ学校騒動の真因」だと論じ³²⁾、

29) 「中等学校に於ける教授法研究（上・下）」「教育時論」753号、754号、1906年3月15日、3月25日。

30) 谷本富は文科大学創設委員の1人であり、この講座名は「教授が理論と実施とを併せ重んじた方針の現はれである」という。他の諸講座の学会が主として大学関係者・卒業生の学会であったのに對し、谷本は学外からも会員を募って「教育研究会」を組織した（『京都帝国大学史』1943年、649頁）。

ただし1936年の卒業生ともなれば、「教育学及教授法とうたわれているものの、教授法についての講義など殆んどなかった」「私たち自身一回もその種のものを聞いたことがなかった。また、教授法なんてと軽視したことも事実である」と回想している（池田進「谷本富論」池田進・本山幸彦編『大正の教育』第一法規、1978年、584頁）。

31) 『文部省例規類纂③』大空社復刻、1987年、461—462頁。

32) 堀尾石峯「学校騒動論（下）」「教育時論」758号、789号、1906年5月5日、5月15日。

26) 寺崎昌男「明治学校史の一断面—いわゆる『学校紛擾をめぐって』」「日本の教育史学」第14集、1971年。

27) 堀尾石峯「学校騒動論（上）」「教育時論」754号、1906年3月25日。

28) 沢柳の中等教員論については、船寄俊雄『近代日本中等教員養成論争史論』学文社、1998年、92～95頁参照。

同誌社説も「学生生徒を従順ならしむる方を解せず……徒らに鞭を挙げて之に望む。是に於いてか学校騒動なるもの起くる」と、学校での「教導方法改良」が急務であると主張した³³⁾。

というわけで、文検への「(修身及)教育ノ大意」の導入には、それなりの世論の支持があったのである。したがって文検規程改訂後、中等教育の効果が挙がらないのは校長教員の「教育的才幹」の欠如によるので、文部省による検定規則の改定という今回の措置は「既に遅し」であり、さらに資格の有無に関係なく、教育的教養のない教員に対し学科の教授法はもちろん、倫理教育心理の一般的知識を与える講習会を開くべきだとか³⁴⁾、普通教育の教員になるのに「専門学識」だけで十分であるとする現制度は不完全であり、今後さらに教員すべてが「教育の原理と教授法の大体とに通じ」るよう制度改革すべきであり、無試験検定は廃止して大学内に師範科的補習科もしくは研究科を設置せよとの議論を支持する主張があったのである³⁵⁾。

かくて牧野文部大臣は1907（明治40）年7月の中学校長会議において、「教授法の改良精神道徳の教育が一層眞面目に行はれんとは、当代一般の要求にして、國論として見るべき目下の現象なり」と演説したのであり³⁶⁾、同年の文部省年報も中等教育について、生徒の風紀を振肅し、体育の奨励と品性の陶冶とを図り、また「多年ノ経験ニ鑑ミテ其ノ教授ヲ一層實際的ナラシメ以テ時勢緊切ノ要求ニ応センコトヲ期シタリ」と記録したのである³⁷⁾。こうして文検政策の次の予定表に、必修科目「修身」の復活が書き込まれることとなった。

5. 国民道徳要領の追加

1906（明治39）年の高等教育会議で削除され

33) 「学校騒動に就て」『教育時論』780号、1906年12月15日。

34) 社説「中等教育論」『教育時論』801号、1907年7月15日。

35) 「無試験特典廃止案」『教育學術界』16-2、1907年11月。

36) 『教育學術界』15-5、1907年8月。

37) 『文部省第35年報』1907年度、総説、3頁。

た「修身」は、10年後の1916（大正5）年3月29日、「国民道徳要領」という名称で復活した。つまり試験検定では「国民道徳要領、教育大意及教授法ヲ併セテ」行なうこととなつたのである（「教員検定ニ関スル規程」第9条改訂。この時から「教育ノ大意」は「教育大意」と改称された）。その経緯については、未だよく分からぬ。高等教育会議の後を継いだ教育調査会で審議決議されたわけでもなく、したがって「教育ノ大意」のときのように、審議過程を紹介する教育雑誌記事も残されていないからである。

国民道徳要領・教育大意は、以下のものについて免許された（第9条但書き）。

国民道徳要領：

教員免許令による教員免許状所有者
修身科出願者

教育大意：

教員免許令による教員免許状所有者
小学校本科正教員免許状所有者
尋常小学校本科正教員免許状所有者
教育科出願者

これから判断すると、国民道徳要領のほうが重視されていたといえる。しかし1921（大正10）年3月4日の規程改訂で、両者の免除規定は同等となつた。

国民道徳要領：

教員免許令による教員免許状所有者
小学校本科正教員免許状所有者
修身科出願者

教育大意：

教員免許令による教員免許状所有者
小学校本科正教員免許状所有者
教育科出願者

ただ毎回の試験問題数・試験時間を見ると、両方とも国民道徳要領のほうが多かったので、当局はやはり、国民道徳要領の方をより重要視していたと言える。すなわち教育大意は初回の第23回（1909年）から第55回（1931年第2回）までは3問（うち計4回は4問）、第56回（1932年第1回）からは4問となり、試験時間は2時間ないし2時間半であったのに対し、国民道徳

要領のほうは初回の第30回（1916年）から第57回（1932年第2回）まで4問（第45回のみ3問）、第58回（1933年第1回）から第71回（1939年第2回）まで5問となり、第72回（1940年第1回）以降第78回（1943年第1回）まで、再び4問に戻った（総設問数209問）。試験時間は一貫して3時間であった（なお文検が年2回実施になったのは、第36回〔1992年度〕から）。

文部省参事官・武部欽一は国民道徳要領が導入された理由について、次のように述べている。学校教育において国民道徳が肝要であることは言うまでもない。そしてその教育はひとり修身科担任の教員のみに委すべきものでなく、「如何なる学科目を担任するに拘らず、苟も教員たるものは等しく思を茲に致して、国民道徳の徹底を図り、生徒徳性の涵養に務めざるべからず。是れ試験検定に際し、之が試験を課し、以て教員たるべきもの、国民道徳に関する素養を検するは頗る必要のことたるがためなり」³⁸⁾。

それならなぜ無試験検定においても課さないのかという疑問が湧く。また1922（大正11）年1月24日になって初めて制定された「実業学校教員検定ニ関スル規程」にも付帯科目はなく、けっきょく教育大意・国民道徳要領という付帯科目は、師範学校中学校高等女学校教員の試験検定においてのみ課されたのである（女子の高等教員検定とも言える師範学校専攻科並高等女学校高等科及専攻科教員試験検定では課された）。

「教育ノ大意」新設の経緯からして、「修身」的試験の追加はすでに政策プログラムに組み込まれていたし、またすでに1912（明治45）年1月の段階で、今後の中等教育において「国民道徳の精華を發揮せんと努力すべきこと」は言うまでもないと田所美治普通学務局長の談話も報じられていた³⁹⁾。しかしながら1916年実施となったのか、それを導いた時代状況に触れなくてはならない。

1914（大正3）年8月、日本は第1次世界大

38) 「中学校令施行規則並に教員検定に関する規程中改正の趣旨」『帝国教育』406, 1916年5月。

39) 「中等教員大改造」『教育時論』964号, 1912年1月25日。

戦に参戦し、文部省は教育関係者に対し戦時下の教育および心得について訓令を発した。1915年5月には中国に対する21ヶ条の要求について調印、6月には2個師団増設・軍艦建造などの追加予算案が可決された。そして11月には大正天皇の即位式が挙行され、日本中が軍国主義の高まりと天皇奉祝ムードとに沸き返った。

そういう熱気の中の1915（大正4）年12月1日、全国中学校長会議（312名参加）が開始された。そこでの諮問事項の第一は、「現下ノ時局ニ鑑ミ今後中学校教育上特ニ留意スヘキ点如何」であり、それに対し会議は「國体の尊厳を自覚せしめ協同規律の習慣を養ひ国家的精神を旺盛ならしむること」と答申したのである。それに対しある論者は、答申文中の「協同規律の習慣を養ひ」は緊張感を殺ぎ不調和を生むので不必要であったと論じている⁴⁰⁾。つまり「國体の尊厳」と「国家的精神」の強調だけで十分であるということであった。

12月10日には天皇は文部大臣を宮中に呼び、いわゆる「教育振興の御沙汰書」を示し、「今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ体シ以テ皇考ノ彝訓ヲ対揚セシムコトヲ期セヨ」と命じた⁴¹⁾。「感激」した高田早苗文部大臣はさっそく翌日にはこれに関する訓令を発し、さらにまた教育関係者はこれを機に「愈々奉公の誠を尽して、教育学術の発展、国民道徳の振興に尽瘁せられんこと」を願ったのである⁴²⁾。

文検試験検定への国民道徳要領の導入（1916年3月）は、この「御沙汰書」の3ヶ月半後のことであった。かつて無試験検定の受験資格を「教育学教授法」を修めた帝国大学卒業者に限定することには大いに反対した高田早苗も、「国民道徳」には抵抗のすべがなかった。

その後、1918（大正7）年「高等学校令」第1条「国民道徳ノ充実」、1919（大正8）年

40) 川本宇之介「公民教育より見たる中学校長会議」『教育学界』32-5, 1916年2月。

41) 文部省『第43年報』1915年度, 2頁。

42) 高田早苗「教育振興の御沙汰書を拝し奉りて」『帝国教育』1916年1月。

「中学校令」第1条「国民道德ノ養成」、1920年（大正9）年「高等女学校令」第1条「国民道德ノ養成」というように、国民道德は主として中等教育法令上のキーワードとなっていました。

6. 国民道德の性格

「国民道德」という用語が公式場面に現れた初期の事例としては、1909（明治42）年7月の全国中学校長会議、1910年5月「師範学校教授要目」、同年12月の文部省主催師範学校修身科教員講習会などがあげられる。

一方、文検修身においても、1909年の本試験で「国民道德と倫理学説との関係如何」「我國民道德に於ける忠孝一致の理を説明し之が教案を作れ」が出題されて以降、ほぼ毎回、国民道德に関する出題がなされ、文検修身の6領域のうちの1領域を構成していった⁴³⁾。

けれども当初、国民道德とは何なのか、その意味は必ずしも明確ではなかった。前記「師範学校教授要目」（1910年）では、修身の第4学年で「我國民道德ノ特質」が現れる。初めての公式用語であるにもかかわらず、それがどういうものであるのか説明は何もない。ただ教育勅語の趣旨に基づき「既授」の知識を総合活用して「以テ我國民道德ノ特質ヲ悟了セシムヘシ」と命じるのみである。同年11月18日に出された「師範学校教授要目説明」においても、「修身ノ教授ヲナスニハ特ニ我國民道德ニ就キテ懇切ニ教授」すべきだと求めるだけである。つまり教育勅語が「国民道德ノ神髄」であるとされていたので（前記教授要目説明）、国民道德とは何となく分かり切ったことと考えられていたのである。

では文検の付帯科目として1916年に追加された国民道德要領の内容はどうなるのか。受験生は教育勅語の研究さえしておけばいいのか。国民道德要領の初回から最終回まですべての回に関与した唯一の試験委員・亘理章三郎（高師教授）はその頃に、なるべく国民道德を広義に解

釈して、中等教育の修身科の各徳目はすべて国民道德に属すると思うが、文部省として「確定しているわけではない」と述べていた⁴⁴⁾。

内容が不確定のまま受験準備をせざるを得ない受験生の不安は推測するに余りあるが、回を重ねるごとにその姿は明確になっていった。それは極めて類型化されているが、しかし幅広い内容を有するものであった（後述）。

国民道德の権威と言えば、もちろん東京帝大の井上哲次郎であった。しかしここで重要なのは、大学人としての井上にとっては、中等学校の教員・生徒を対象とした国民道德とは、もともと国民道德「論」として、国民道德について考察を行なう「研究的性格」を持っていたという指摘である⁴⁵⁾。

そして大島正徳（東京帝大助教授）が主筆を務めた『内外教育評論』では、国民道德をめぐるかなり自由な、したがってきわどい議論が展開された。例えはある小学校教員は、国民道德の鼓吹者は「旧習墨守」ではなく、その「改善」のための「積極的具体策」を提出すべきであり、「犠牲的精神」の賛美がいかに数々の悲劇を生んでいるかに着眼すべきであると主張した⁴⁶⁾。国民道德要領の中核的試験委員・亘理章三郎の講演について、教授は我が国民道德は決して「頑迷固陋」ではないと声明したが、どのように聞いても「其の排外的保守的自惚的な感を禁ずる能はず」と批判した論に関しては⁴⁷⁾、別

44) 記者「国民道德要領受験者に告ぐ」『内外教育評論』11-6, 1917年6月。

国民道德要領や教育大意といった付帯科目の出題委員を特定することは、非常に難しい。ほとんどが修身や教育科の委員が兼ねていたからであり、また普通の学科目の場合のような口述試験がないので、受験記から委員を推定することもできないからもある。ときおり掲載される受験雑誌の委員一覧にも不一致がみられ、必ずしも信用できない。ただ亘理章三郎だけは他の学科目の委員を兼ねておらず、すべての国民道德要領に関係したことは間違いない。

45) 高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」寺崎昌男・編集委員会共編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、1993年、356頁。

46) 中野佐莊「国民道德鼓吹者に告ぐ」『内外教育評論』12-2, 1918年2月。

47) 慕辺美庵「国民道德疑義」同上誌、12-11,

43) 竹中暉雄「文検『公民科』の筆記問題と口述試問」桃山学院大学『人間科学』第20号、2001年3月、参照。

の読者の反論があり⁴⁸⁾、再反論も掲載された⁴⁹⁾。

民本主義という用語に「付け込み所」を見つけて、「開闢以来歴朝の政治が、民を本とし民の為を図らざるは一つもない」ので「日本は建国の始めより民本即ちデモクラシーである」と主張する「勇敢なる国民道德学者」を批判する論は、直接には武家政治700年を除外する国民道德学者の「非常識」を批判するものであるが、しかし「民に依らなければデモクラシーとは言へない」と続く論調は、国体論的にはかなり危険な論であった⁵⁰⁾。

その他、国際道德科の提唱とか⁵¹⁾、「立憲自治の生活や市町村自治団体の一員としての生活」などが含まれていない、徳川時代の延長のような国民道德を批判する論などがあった⁵²⁾。

このように大正時代においては国民道德をめぐるかなり自由な「研究的性格」の議論が許容されていたのであった。けれども1926（大正15）年9月、あの井上哲次郎の『我が国体と国民道德』（1925年）が不敬であるとの攻撃にさらされるようになった。井上は検事取調べにおいても「三種の神器」に関する記述は「自由討究」のためにあると、その「研究的性格」の主張を貫き、事件後も「国民道德論の言説と研究的性格」を「基本的に保持」したのであった⁵³⁾。

1918年11月。

- 48) 夕空生「国民道德の疑義を読みて」同上誌、13-1, 1919年1月。
 - 49) 慕辺美庵「国民道德疑義補足」同上誌、13-2, 1919年2月。
 - 50) 山中増雄「国民道德学者の苦哀」同上誌、14-1, 1920年1月。
 - 51) 江部教夫「国際道德科の提唱」同上誌、16-2, 1922年2月。
 - 52) 「公民教育に就て」同上誌、19-4, 1925年4月。
 - 53) 前掲、高橋論文、前掲書、358頁。井上哲次郎『我が国体と国民道德』（1925年）にまつわる不敬事件については、佐藤秀夫編『続・日本現代史資料8（教育I）』みすず書房、1994年、参照。また明治時代における井上の不敬事件については、小股憲明「明治期における不敬事件の研究II」『平成7・8年度科学研究費補助金研究成果報告書』1998年、参照。
- なお井上哲次郎不敬事件以後においても『内外教育評論』であのようない議論が展開可能であったかどうか。残念ながら同誌は、主筆・大島の東京

しかし文検という国家試験においては、受験生独自の研究結果を自由に記述するわけにはいかない。模範解答は井上自身や出題委員たちの見解に従ったものとならざるをえず、例えば修身の国民道德関連問題についての解説においては、「これは井上博士東亜協会の講演と吉田静致学士の丁酉倫理の講演による」とか、「多くは井上博士の意見によりて答ふ。畢竟検定試験委員のオーソリチーであるから」と注記された⁵⁴⁾。

したがって文検は自然と、国民道德の固定化・国定化、つまり忠孝一致の家族国家論を定着させていくという点で、大きな役割を果たしたのである。

「忠孝一致ノ理ヲ説明セヨ」（第60回第3問）という国民道德に関する典型的設問の模範解答例では、「忠孝の大道は我が国民道德の大本」であり、忠は孝にして孝は忠、両者同一なる事が「我が国民道德の特色」であると説明された。しかし忠と孝とが往々にして両立しがたいことがある、そのためこそ考案されたのが家族国家論である。その矛盾を解消させるための次の説明はあまり説得的ではないが、こうした理屈によって、一旦緩急あれば義勇公に奉じ、親元を去り天皇に生命を捧げることが求められた。

「我が国は君臣同祖、君民一体の歴史を有する国家であるから、皇室と臣民とは宗家と分家の関係をなすものである。此大宗家の家長たる天皇陛下に忠義を尽すは、即ち本に報ゆる所以で、孝の大なるものである。夫れ故に、忠孝は全然一致して矛盾する所がない」⁵⁵⁾。

7. 文検「国民道德要領」の出題内容

1916（大正5）年度第30回から1943（昭和18）年度第78回まで、全49回にわたって実施された国民道德要領の設問は、それこそが教育大意と並んで、戦前の中等学校教員に求められた教職

市学務局長就任により、1925年7月で廃刊となってしまった。

- 54) 修身科における国民道德関連問題への解説。前掲、高橋論文、前掲書、354~355頁から。
- 55) 伊藤千真三『修訂改版最新国民道德要領』大明堂、改修第6版、1943年、414頁。

第40回（1924年度第1回）

1. 教育ニ関スル勅語中ノ「國体の精華」ノ意義ヲ説明セヨ。
2. 国民精神作興ニ関スル詔書中ノ「浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス」ノ意義ヲ説明シ且此ノ時弊ヲ矯正スル方法ヲ述ベヨ。
3. 報恩ノ重ンズベキ理由ヲ述ベヨ。
4. 自治的精神ノ意義ヲ説明シ且其ノ養成ノ道ヲ記セ。

第60回（1934年度第1回）

1. 教育ニ関スル勅語中ノ「恭儉己レヲ持シ」ノ意義ヲ説明シ且コレニ就キテ感ズル所ヲ述ベヨ。
2. 国民精神作興ニ関スル詔書中ノ「國体ニ基キ淵源ニ遡リ」ノ意義ヲ説明セヨ。
3. 忠孝一致ノ理ヲ説明セヨ。
4. 誠心ノ意義ヲ説明シ且コレト諸徳トノ関係ヲ述ベヨ。
5. 国民道德ノ見地ヨリ民族主義ヲ批判セヨ。

表1 「国民道德要領」全209問の内容（1916年度～1943年度）

分野	設問数	比率
①教育勅語関連	50	24.0%
②国民精神作興詔書・戊申詔書等関連	41	19.6%
③一般的公民科的	29	13.9%
④一般的道德的	28	13.4%
⑤国民道德関連	61	29.2%

教養の内容を示すものであった。紙面の都合でそのすべてを紹介することはできないが、実は毎回の内容はほぼ定式化されていたので、一部から全体を把握することが十分に可能である。

全49回、設問総数209問の内容は5分野から構成されていた。各分野ごとの設問数および209問に対する比率を示すと、表1のようになる。

一瞥して意外なのは、国民道德要領という特殊日本的な試験において、国籍を問わない公民科的設問および普遍道德的な設問も多かったことである⁵⁶⁾。全209問中57問となり、国民道德関連の61問とほぼ同数であった。例えば「法律と道德との関係」「博愛の重んずべき理由」「責任観念養成の道」「輿論の意義とこれに対する心得」「職業の道德的意義」「国民の公務」「自治的精神の意義とその養成の道」などである。

もちろんそのような設問に対しても国民道德の見地から解答することが期待されていたと考

えられる。けれども受験参考書・受験雑誌における模範答案を検討した限りでは、ほとんどどれもそれぞれの設問限りでの解答であり、ことさらに国民道德的観点から解答されているとは言えない⁵⁷⁾。

57) 伊藤千真三『修訂改版最新国民道德要領』(大明堂書店、改修第6版、1943年)、浦木金太郎『文検参考問題中心国民道德要領』(三友社、1928年)付録の模範解答、『家事研究』『家事及裁縫』に連載された試験問題解答を参照。

「現代に於ける諸種の思想に対して執るべき態度」(1927年第2回)という設問に対する模範解答では、現代思想の根本は「人々の自由と平等とを力説」し「束縛より解放して自由を与へ、特權階級を打破して平等の権利を賦与することを主張」するデモクラシーであるとし、そのデモクラシーから「派出」した思想問題である、社会主義、共産主義、労働問題、小作問題、婦人問題について略説したのち、執るべき態度としては、真意の理解(喰わざ嫌いの戒め)、厳正な批判、取捨選択の「雅量と襟度」を求めていた。結論として「結局は我が國体国性の發展」「即ち國家の興隆に資益することを主眼とすべき」であると述べながら、「殊に教育者は活眼を開いて達觀する所なければ

56) このことは、文検・修身においても言えた。注43) 参照。

もっとも、「益々国交を修め友義を淳し」(戊申詔書)の意義や、「寛容の重んずべき理由」を一般的に問う設問などに解答するためには、それが第2次世界大戦突入後におけるものであるだけに(とともに1942年第1回)，かなりの偽善的ないし二重人格的態度が必要であった。

国民道徳要領の主要設問内容は、言うまでもなく、相互に連関する①②⑤であり、全209問中、合計で152問、72.7%となっている。

教育勅語に関する設問は、さすがに毎回あった。うち勅語と国民道徳との関係を問う設問は(1919年)，表1では勅語関連の①に、一般的に「公益を広め世務を開くの道」を問う設問は③に分類した。あと教育勅語の下賜そのものについての設問もあったが(1930年第2回)，残りはすべて教育勅語の中の一部語句の説明を求める設問である。取り上げられた回数の多かった語句には、「斯の道」「天壤無窮の皇運」(各5回)，「国体の精華」「徳樹」「公益・世務」(各4回)があった。

教育勅語に関する設問とは言っても、「爾祖先の遺風」や「斯の道」は何を指しているかとか、「教育の淵源」「国体の精華」とは何のことかと問う設問などは、勅語に対する意識というより、むしろ日本語の語彙力・読解力を試す問題であった。文検の末期には教育勅語全文の謹書が連續して求められたが(74回～78回)，これは文字通りの暗記力テストである。

教育勅語に対する意識を検定しようとした設問として重要なのは、教育勅語中の例えば「国体の精華」の意義を説明し「且之に就きて感ずる所を述べよ」(1916年)といった設問である。受験生たちが感じたことをそのまま書けたかどうかは別として、教育勅語に関する設問50問中の27問にはそのような工夫が凝らされていた。

分野②の詔書等からの設問は、第40回(1924年度第1回)から設定された。その内訳は、国民精神作興に関する詔書(18問)，戊申詔書(18問)，国民道徳振興に関する勅語(1934年4月

ならない」と締めくくっているのは意味深長である(某師範学校教諭・青木八重子「国民道徳要領問題解義」『家事及裁縫』1-3, 1927年6月)。

3日)(1問)，青少年学徒に賜はりたる勅語(1939年14年5月22日)(4問)，国際連盟離脱に関する詔書(1問)の計42問である。ほとんどすべてが語句説明であり、むしろ日本語能力の設問に近かったことは、分野①以上であった。

分野⑤の国民道徳に関する設問は毎回出題というわけではなかったが、一度に2～3問出題される回もあって、出題数は当然のことながら一番多くなる。それには、国民道徳を直接扱った設問(3問)，国民道徳と何かとの関係を問う設問(6問。勅語との関係を含めると7問)，「国民道徳の見地より」ある事柄を批判・論評させる設問(25問)，「孝道」「家の觀念」「忠君愛國」「忠孝一致」についてなど、国民道徳関連の設問(27問)があり、計61問となる。以上のような設問はいずれも、単なる日本語能力検査ではなく、受験者の答案上の思想検査としてそれなりに有効であった。しかし思想検査であるということを割り切ってしまえば、正解はすでに決まっているので、解答自体はむしろ書きやすくなる。第64回(1936年度第2回)の国民道徳要領問題について⁵⁸⁾、「揃ひも揃って常識問題ですね。これだったら全く問題にならないではないですか」(岡野)「高等小学校の修身書程度のものですね」(島)などと文検受験指導者たちが述べているのは⁵⁹⁾、そのためである。

「我が国に於ける臣民の意義如何」(第65回)に対し「要求」されたことは、以下のような内容だと推測できた。

岡野「我が国に於ける君臣関係が君先民後であり、情に於ては父子の情を兼ねて居り、本家と分家との関係であり、一君万民であり、随つて我国に於ける臣民は天皇の大御宝であり、民

58) 1. 教育ニ関スル勅語中ノ「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」ノ意義ヲ説明シ且此ノ聖旨ヲ奉体スルニ就キテノ態度ヲ述べヨ。

2. 国民精神作興ニ関スル詔書中ノ「綱紀ヲ肅正シ」ノ意義ヲ説明シ且コレニツキテ感ズル所ヲ述べヨ。

3. 我カ国ニ於ケル国ト家トノ関係ヲ論ゼヨ。

4. 和ノ徳ヲ重ンズベキ理由ヲ明カニセヨ。

5. 大義名分トハ何ゾヤ。

59) 問題検討座談会『教育修身研究』64号、1936年7月。

草である」⁶⁰⁾

8. 「国体」教育に利用された教職教養

ハウスクネヒトが中等教員志願者に対し求めたのは、実は教育学・教授法の教養だけではなかった。彼はヘルバート主義者として、「学校」とは「音二人ヲ教授スルノミナラス其教授ニ由テ人ヲ訓育シ陶冶スヘキ」「教育場」であり、この点で「教授場」である「大学」や「高等ノ専門学校」とは違うという基本的認識をもっていた⁶¹⁾。したがって教員たるもの「受持学科ノ一班」に通ずるだけでは未だ「充分ノ教員」とは言えず、教員は「能ク諸多ノ学科ヲ訓育的ニ応用スルノ技倅」がなくてはならないのである⁶²⁾。

しかもそのうえ1887（明治20）年1月に来日したハウスクネヒトの目には、維新以後「日本旧来ノ美風良俗」は「拠棄」され、「少年輩ヲシテ我保勝手ノ精神ヲ增長セシメ終ニ長者ノ威權を蔑如シ從順ヲ欠キ、礼節ヲ輕ンスルカ如キ弊風」が「醸生」され、学校の「師弟間ノ礼節大ニ頽敗」していると映じていたのである。そこで学校に「真正ノ訓育」を施し、「生徒ヲシテ威權ノ何タルヲ知ラシメ服従ノ何タルヲ弁セシメ」るためには、「教員ノ養成法ヲ改良シ其ノ資格ヲ完全ナラシメ」ることが緊急の課題とならざるをえなかつた⁶³⁾。

各種の現実妥協をしつつハウスクネヒトが江木千之とともに作成した「学校教員学術上及実務上資格規則案（第1号 中学校教育ノ部）」（勅令案、1888年）においては、全志願者に対する必須科目として「倫理学」が設定されることはなかった⁶⁴⁾。しかし彼の理想を提言した

「高等学校教官養成之議」（1888年）では、第2次国家試験における口述・筆記試験科目の一つとして「倫理学」を求めていた⁶⁵⁾。

ところでハウスクネヒトは、どのような内容の倫理学を教員に求めていたのだろうか。彼がその要点として示したことは、①「宗教ノ臭味」を帶びてはいけないこと、②「旧来ノ習慣」に基くこと、③「泰西ノ倫理的、法律的ノ宇宙觀察」を「配合」すること、④統一的系統を備えること、⑤「哲学上教育学上ノ理法」に基づくことの5点であり、さらに強調されたことは、「倫理ノ教授」もその方法が重要であるということであった⁶⁶⁾。

ここで重要なことは、「旧来ノ慣習」に基づきながらもヨーロッパの倫理的法律的世界觀を採用することであり、彼が求めていたのは宗教的色彩のものではない学問的倫理学のことである。生徒に「威權」と「服従」の意味を教えるとともに、哲学的教育学的な意味合いにおいてでなければならない。

そもそもヘルバートの教育学・倫理学において求められた「強固な道徳的品性」とは、自己の洞察（Einsicht）と意志（Wille）とが一致した「内的自由」な状態であり、それは「道徳的人間は自分自身に対して命令する」（「教育的主要任務としての世界の美的表現」）と言われたように、自ら下した善惡の自律的判断に対する服従を意味していた。彼が効果的な教授方法を重視したのは、その自律的判断が下せる洞察力を得させるためであり、彼が人間の自然的成长を重視する庭師的教育論（胚珠説）を拒否したのも、そういう人間を意図的計画的に形成することによって國家の改造をしようとしたからであった⁶⁷⁾。

ハウスクネヒトはヘルバートの内的自由論に

60) 文検問題の検討『教育修身研究』69号、1936年12月。

61) 寺崎昌男・竹中暉雄・博松かほる『御雇教師ハウスクネヒトの研究』東京大学出版会、1991年、所収資料「山口高等学校教則説明書」246頁。

62) 同上書所収「山口高等学校教則説明書付録」259頁。

63) 同上、263頁、258頁、259頁。

64) 2等学術資格の予備学の一部として、「少クトモ一部ノ重要ナル哲学書ノ熟読了解シタルコトナルヘカラス」、1等学術資格の予備学の一部と

して「哲学史上ノ重要ナル事実ニ通スルヲ要ス」と規定されているにすぎない。

65) 前掲『御雇教師ハウスクネヒトの研究』所収、197頁。

66) 前掲書所収「山口高等学校教則説明書付録」259頁。

67) 竹中暉雄『ヘルバート主義教育学』勁草書房、1987年、第1章、参照。

言及して、「教育ノ目的」は「明智ト意思」とが「調和」した「徳」であるとし、さらに詳しく述べ徳の2つの「元素」について次のように正しく日本人学生たちに伝えている⁶⁸⁾。

一、善悪是非ヲ識別シテ、其性質ヲ知ル所ノ
明知力、即チ道念ニ由テ定メラレタル明知
力

二、此明知力ニ適合スル所ノ意思、即チ執意
是ナリ

ハウスクネヒトが熱烈な愛国主義者（ドイツおよび日本に対する）であったことは事実であるが、現人神といった概念に基づく宗教的かつ他律的固定的な「国民道德」は、彼が中等学校教員に求めた倫理学とはおよそかけ離れた性質のものであった。

そして同様のことは、教育学・教授法についても言える。第2回高等教育会議（1898年10月）において、一定の条件を満たす公私立学校卒業生にも中等学校教員の無試験検定資格を与えるとする第4号文部省諮詢案の審議がなされた（既述）。そのとき大窪実（北海道師範学校長）が、「本案の規定と共に教育学、教授法の検定を厳にすべし」とのべ、中沢岩太（京都理工科大学長）も同趣旨の修正案を提出したさいに、私学派と目される鎌田栄吉（慶應義塾長）、島田三郎（衆議院議員、毎日新聞社長）、長谷川泰（済生学舎々主、内務省衛生局長）、江原素六（私立麻布尋常中学校長）が「必死となりて」修正案に反対した。中学校・師範学校・高等女学校の教員になる者は「必ず教育学教授法の大要」を学習しておかねばならないとの主張がなされたとき、「忽然身を挺して」反対した鎌田の理由とは、教育学は未だ「幼稚」であるということであった。その「冗長なる説明」はあたかも「教育学、心理学の講義を聞かしむるの感」があり、傍聴の谷本富（東京高師教授）を「苦笑」させた⁶⁹⁾。

68) 前掲『御雇教師ハウスクネヒトの研究』所収「教育学汎論」207頁。

69) 以上「高等教育会議傍聴傍観録（其一）」「高等教育会議開会せらる（其一）」『教育時論』486号、1898年10月15日。

それに対し「修正派の遊撃隊長」外山正一（元帝大総長、前文相）が「例の破鐘的大声」で憤然と反撃したが、そのときに彼が振り回したのは、実は「国体説」であった。つまり外山が主張したのは、「我国体も知らず、我国語も知らず、我歴史も知らざる者が如何に数学に長じ、其他の学科に秀でたりとも、焉ぞ適當なる教師ならんや」ということであった⁷⁰⁾。ということは、修正派が教育学・教授法の試験内容として求めていたのは、本当は「国体」であったということになる。

雄弁家で鳴らした島田三郎は外山に大反論を加え、議場は「色めき」傍聴席は「ドヨメキ」騒然となつたが、採決の結果、修正案（教育学教授法の追加）が認められることはなかった。

このことがあって既述のように、建議案、つまり無試験検定において「教授法」を課そうとする「教員検定ニ教授法ヲ課スルノ件」提出の動きとなつたと推測される。しかしその賛成議員に大窪実が入っているのは当然として、反対派であった江原素六が入っているのは不思議でもあるが、純粋な教授法ならその必要性を認めていたということであったのだろうか。沢柳政太郎（第一高等学校長）をはじめ、湯本武比古（『教育時論』主幹）、伊沢修二（衆議院議員）、三宅米吉（高師附属尋常中学校主事）、高嶺秀夫（女高師校長）といった教育家も賛成議員であった。しかしその発議者は、国民道德論の大御所・井上哲次郎（文科大学長）だったのである。

以上のように文検への教育学教授法や倫理学の導入には、当初、ハウスクネヒトが求めたような純粋に教育的必要性から論じられた側面と、それらを「国体」教育に利用しようとする思惑とが入り交じっていたのである。そしてやがて後者が前者よりも次第に優勢となつていった。本稿で扱った国民道德要領もそのような形で、中等教員に期待された教職教養となつたのである。

けれどもこうした教職教養を、たった一度の

70) 「高等教育会議開会せらる（其一）」『教育時論』486号、1898年10月15日。

ペーパーテストで検査することには限界があった。だからこそ教学刷新評議会は1936（昭和11）年10月29日の答申の中で、教員養成の学校においては「特ニ国体ニ関スル教養・体認」に重点をおいて刷新することを求めるとともに「教員検定制度ノ如キモ根本的ニコレヲ改善スルノ必要アリ」と断じたのであった⁷¹⁾。

他方、無試験検定においては、例えば「教育学二単位ヲ修了シタル者ニ限ル」（東京帝大文学部）といった教職教養上の条件をついたところは、国公私立大学・専門学校を問わず文科系学部学科のみであり、社会科学系・自然科学系にはまったくなかった。またたとえ文科系であ

っても京都帝大文学部や、立教大学（英文学科、哲学科）、関西大学（英文学科）、東洋大学、上智大学などには条件はなかった⁷²⁾。東京帝大の岡部弥太郎が1937（昭和12）年の段階で、「教師としての素養に就いて何等問はれることなく免許状を与へられて居ること」に大きな不満をもらした所以である⁷³⁾。

けれども無試験検定のための必修科目として設置された教職教養科目の授業が、大学で学んだことをうっかり中学校などでそのまま生徒に教えてはならないことを学ぶ場でもあったことは、吉田熊次（東京帝大）の「教育学概論」の例などでよく指摘されるところであった。

71) 文部省教育調査部『学制に関する諸調査会の審議経過』1937年、181頁。

72) 吉川吉之助『新旧法令対照教育職員免許制度の研究』丸和出版印刷、1952年、545～621頁。

73) 岡部弥太郎「大学に於ける教育者養成に関し学内に向って語る」『教育思潮研究』11-1、目黒書店、1937年、97～98頁。

Required Subjects and Their Character in State Examination for Middle School Teacher in Prewar Japan

Teruo TAKENAKA

“Outline of education” and “outline of national morality” were newly introduced for all middle school teacher candidates in the state examination in 1909 and in 1916 respectively, and general education for teaching profession began to be tested. The purpose of this paper is to make clear the reason and process of this introduction and the content of the general education expected of middle school teachers in prewar Japan when a personal god ruled it.

National morality had a controversial characteristic at first, because the meaning of it was not always clear, therefore many free and critical opinions about national morality appeared in some educational magazin.

But in the state examination it was almost impossible to write freely as one thought, so in the nature of things the state examination played an important role to give a national definition of national morality according to opinions of examiners.

Introduction of required subjects (pedagogics, teaching method and ethics) into the state examination contained dual intentions at first, namely, a purely educational necessity as E. Hausknecht insisted and a hidden purpose in order to use them for national polity education. And the latter aspect became more dominant than the former aspect gradually. In this way “outline of national morality” became general education expected of middle school teachers in prewar Japan.